

大学図書館職員の新たな役割

(講義要旨)

竹内 比呂也

(千葉大学副学長 (教育改革, 学修支援), 附属図書館長, アカデミック・リンク・センター長,
国際未来教育基幹高等教育センター長, 大学院人文科学研究院教授)

1. はじめに

大学図書館を取り巻く状況の変化によって、大学図書館が中心的に果たすべき機能も変化し、それに合わせる形で大学図書館員の役割も変化する。大学図書館に関する最新の政策文書である「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について」(同検討部会, 審議のまとめ, 2023年1月)¹⁾においても、「デジタル・ライブラリー」を実現する上で大学図書館職員に求められる知識やスキルについて整理・検討することが求められている。大学図書館機能と大学図書館職員の役割に関して、新たな局面を迎えているということが改めて確認されたと言えるだろう。

この審議のまとめに先立つ形で、2021年7月に一般社団法人日本私立大学連盟が公表した「ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現」²⁾のインパクトは大きかった。この提言において、中長期的に検討が必要な課題として、大学設置基準第38条(図書等の資料及び図書館)の削除が挙げられた。また「職員についても、基準で想定されている専門的職員(第38条3)である司書は図書館機能の多様化に伴って、図書館職員に求められる能力も多様化したため、形骸化している」との記述がなされた。これに対して、日本図書館情報学会は会長名で看過できない旨を学会ホームページにおいて公表した³⁾。また、国公立大学図書館協力委員会は、2021年4月に文部科学省に提出した「大学設置基準(図書館に関する部分)の改正の検討について(依頼)」⁴⁾を2021年12月に公表することでその立場を表明した。また、国立大学図書館協会は、2022年5月に大学設置基準改正に対する考えを公表した⁵⁾。日本私立大学連盟は、2021年10月に日本図書館情報学会へ説明という形で、図書館という場の機能は高度化・多様化する極めて重要な存在であること、その機能と合わせ司書の役割は専門職員として更に大きな意味を持つものであること、また現行の大学設置基準の条文では不十分であり改めてその役割を再定義する必要がある旨の追加の説明を行なった⁶⁾。これらの動きの結末として、大学設置基準における大学図書館に関する記述は改定され、2022年10月に大学設置基準が施行された。

この顛末は、大学図書館と大学図書館員が大学図書館の外からどのように見られているかということを示す典型的な事例であるように思われる。そのような見方を産み出す原因がどちらかに一方的にあると考えるのは妥当ではない。今日の大学図書館機能あるいは大学図書館員の役割について、広く知らしめる努力をしてきたか、あるいは環境の変化に伴って適切にその機

能を変化させてきたかという点について、図書館関係者は省みる必要がある。

2. 背景

大学図書館を取り巻く状況が厳しいということはこれまでも繰り返し言われたことであるが、COVID-19 パンデミックによって、その根本的な弱点が白日の元にさらされたように思われる。つまり実際に「誰も来ない図書館」が出現し、そうなった時に大学図書館は何もできなくなるということが誰の目からも明らかになってしまったのである。例えば資料のデジタル化の遅れは COVID-19 パンデミック下で資料提供の上での大きな隘路となったが、これは大学図書館だけの問題ではなく、学術情報の流通一般、とりわけ日本語の出版においてさらに深刻であったというべきであり、大学図書館はそれに合わせて最適な姿を求めた結果として今のような状況にあると論じることは可能かもしれない。しかし、そのような自己正当化には意味がない。オンライン授業は COVID-19 パンデミック下での急場しのぎとして広まったが、COVID-19 パンデミックが終息に向かう中で、高等教育の質的な変化をもたらすためになんらかの形でその経験から得られたものを活用しようとする関係者は多いように思われる。外見的には教室での対面授業という元の形に戻るとしても、その内実とは相当変わっていると考える必要がある。もし大学図書館員がこのような状況に対応しようとしなければ、前述の「司書は形骸化している」という指摘は当を得ていると言わざるを得ない。

今日、デジタル技術を活用した社会の変化は「デジタル・トランスフォーメーション」という言葉で語られているが、大学図書館のこれまでを振り返ってみた場合、このような環境の変化に対応するための対応を求める圧力は決して新しいものではないことがわかる。「現在、我が国の大学図書館は、大学を取り巻く社会の高度情報化の中で、大学における教育目的の多様化と研究活動に対する社会的要請の変化と高度化に対するため、その機能を拡充し、高機能化、効率化を図る必要に迫られている。また、大学全体の管理運営費が削減される状況の中で、人件費も含めた大学図書館運営費も例外ではなく、非常に厳しい状況にある」と科学技術・学術審議会の作業部会⁷⁾が指摘されたのは 2009 年である。類似の指摘は河西⁸⁾、吉見⁹⁾にも見られる。

このような大学図書館に対する見解は、日本のみのものという訳ではない。米国で長年大学運営に関わってきたシューレンバーガーは「大学のなかで『場所としての図書館が必要である』と言っているのは図書館員くらいのものである」と 2009 年 3 月に著者に語っているし、同じ頃にカリフォルニア大学の石松は「アメリカの大学では、ライブラリアンという職種が絶滅しようとしている」¹⁰⁾と述べた。また、ジョンズ・ホプキンス大学のウェルチ図書館（医学図書館）が 2011 年の秋に閉館されるというニュースが流れたが、当時の同図書館の利用者は 1 日 100 人程度で、貸出冊数は 1 日 40 冊程度しかなかった。ウェルチ図書館はその後短期間サービスを継続したのち閉館となったが、大学のキャンパス内におけるサービスポイントの再編（縮小、例えば分館の閉鎖）という現象は他の大学でも見られた。また、ジョージア州アトランタにあるエモリー大学とジョージア工科大学は、エモリー大学が所有するアトランタ郊外の土地に図書館サービスセンターと名付けられた保存書庫型図書館（閲覧サービスをここでも行うの

で単なる書庫とは呼んでいない) を 2016 年 3 月にオープンさせた。ジョージア工科大学は、キャンパスにある図書館の蔵書(印刷資料)の 95%をこの図書館サービスセンターに移し、空いたスペースを学習空間として再整備した。これは、いうまでもないことだが、電子情報資源の流通が増えたことによって、図書館において紙媒体を蓄積するという役割が小さくなったことに起因している。米国の大学リーダーシップ評議会(University Leadership Council)が 2011 年に発表した『大学図書館機能の再定義』において示されているように、伝統的な図書館サービスに対する需要が減少していることは明白である。また、大学図書館はかつてない競争にさらされているという認識が、イエール大学の図書館長であるギボンズによっても示された¹¹⁾。これまで日本の多くの図書館関係者が理想としてきた、米国の大学図書館システムは明らかな変容しつつあり、情報を提供するポイントとしての再編を経て、新たな機能への転換を果たしてきた。

上に列挙したような図書館をめぐる言説は、すでに確立された組織あるいは仕事と考えられていたものであっても時代の変化によってその存在意義が問い直されるというごく当たり前の現象が、大学図書館あるいは大学図書館員にも押し寄せているということを示しているにすぎないとも言える。しかしながら、記録された知識を、時代を超えて保存し、利用可能にすることを通じて、継続的に知が再生産されるようなシステムを維持するという大学図書館の普遍的かつ本質的な機能やそれを支える人材の役割が不要になっているということではない。ここで言う普遍的かつ本質的な機能というのは技術の変化によって表面的には形を変えるものであることには注意しなければならない。蔵書目録のデータベース化によって目録ケースに目録カードを一枚ずつ配列する仕事が消滅したが、それが目録機能の消滅を意味したわけではない。一方、目録の必要性を言うために古い技術に執着することは明らかに誤りである。さらに踏み込んで言えば、今後記録された知識を扱う上で、図書館が目録作業を行うことは不要になるかもしれないが、それが上記の図書館の普遍的かつ本質的な機能の消滅を意味するわけではない。

一方、情報通信技術(インターネット)の利便性の陰に隠れて、図書館の本質的な機能は不当に軽視されているようにも思われる。「インターネット上で様々なコンテンツが利用できるようになれば図書館は不要である」といった言説に代表される意見である。そのような状況にあって図書館の本質的な機能を維持し、将来に対して責任を果たしていくためには、単にその機能の意義あるいは普遍性を抽象的に主張するだけではなく、時代の変化に合わせて外見を変えながらも果たしうる機能を示すしたたかさが求められる。大学図書館あるいは大学図書館員にとっては、現代の大学あるいは高等教育、研究にとって必要な活動に取り組んでいかなければ、その存在意義を主張することはできないということは肝に銘じるべきである。時代に即した新しい機能を開拓しつつ、大学図書館の普遍性を維持し続けることが重要である。

3. 大学図書館機能の変化と大学図書館員に求められる知識やスキルの変化

今日の大学図書館員に求められる役割やその基盤となる知識、スキルを考えるために、著者は 2020 年に発表した論考¹²⁾において表 1 を作成した。この中で、過去 40 年の日本の大学図書館機能の変化において、大学図書館員にどのような知識やスキルが求められてきたかを振り

返っている。

今更いうまでもないことではあるが、現在の日本の学術情報基盤整備の枠組みは 1980 年の学術審議会答申に基づいて構想された「学術情報システム」にある。これは分担目録作業とそれに伴う総合目録形成を書誌ユーティリティの導入によって実現されたもので、それによって各大学図書館に分散所蔵されている、学術情報資源とりわけ外国雑誌の利用可能性を、総合目録を基礎とした ILL の効率化をはかることで高めてきた。それはまさに大学図書館の「デジタル・トランスフォーメーション」の曙というべきものであった。この時期は、大学図書館の機械化の時代であり、大学図書館において機械化に対応できる大学図書館員（のスキル）が必要となった。機械化の先行館の取り組みをベースに機械化に必要な技能を有する大学図書館員は育ちつつあった。

その後、「電子図書館的機能の展開」（一次資料電子化の時代）、「電子ジャーナルの導入」（コレクション概念の変化と非来館型利用の時代）、「オープンアクセスへの関与」（学術情報流プロセス全体へのコミットメントが始まる時代）と、学術情報流通の変革に対応し、研究基盤の整備という観点からの大学図書館の機能的変化が生じた。また大学図書館員はそのような新しい役割に対応していった。それができた理由は、大学図書館員にはその変化を受け入れていく上での基礎知識やスキルが備わっており、次の大きな変化に対応する際には、新たに身につけた知識が基礎知識の一つとして機能してきたということにあるように思われる。つまり、知識とスキルの継続的な累積があり、その上に新たな知識とスキルを獲得することによって新しい機能に対応しうるということを大学図書館員はこれまでの経験を踏まえて自ら確信していたと思われるということである。また、新たな知識やスキルを身につける機会が、個別の大学図書館を超えて提供されてきた。

表 1 大学図書館機能の変化と大学図書館員に求められる知識やスキルの変化

契機	NACSIS-CAT の導入	電子図書館的 機能の展開	電子ジャーナル の導入	オープンアク セスへの関与	ラーニングコ モンズの導入	オープンサイ エンスへの関 与
時期	1980 年代	1990 年代	2000 年代初頭	2000 年代初頭	2010 年代前半	2010 年代後半
文脈	研究基盤整備	研究基盤整備	研究基盤整備	研究基盤整備	教育学習支援	研究支援
特徴的变化	機械化、目録 の標準化	一次資料の電 子化	コレクション 概念の変化	学術情報発信	学習支援・教 育活動への直 接的関与	研究データ管 理、利活用支 援
主要対象メ ディア/コンテ ンツ	図書、雑誌	図書（貴重資 料）	雑誌（論文）	雑誌論文、学 位論文	教材	データ
基礎となる知 識やスキル	目録	目録、データ ベース管理	蔵書管理	デジタル化、 データベース 管理、ライセ ンシング	情報リテラシ ー教育	目録、データ ベース管理
新しく求めら れる（た）知識 やスキル	機械化、デー タベース管理 など	デジタル化	ライセンスシ ング	学術コミュニ ケーション全 体に対する知 見	教育・学習支 援者としての 専門職能	分野ごとのデ ータの扱いや 特性の相違

3.1 学習支援・教育活動に直接関与する時代の到来

2010年代の大学図書館をめぐる政策上での特徴の一つが、高等教育関係の政策文書において大学図書館についての言及がなされるようになったということである。例えば、2013年5月に閣議決定された「教育振興基本計画」¹³⁾においても、学修の質を保つためのベースとしての大学図書館機能の強化が言われている。このような言及は2012年8月の中央教育審議会答申に続いてではあるが、大学図書館に対する期待は大きくなっていると言ってよい。ただし、どのような強化が求められているのかをこれらの文書は明確に示しているわけではない。また、2014年度の文部科学省による「スーパーグローバル大学創成支援」の公募要領には、ガバナンスの観点から事務職員の高度化に取り組んでいるかをたずねる項目があり、そのなかに「専門学位を有したライブラリアン」が例としてあげられていた。同要領のQ&Aによれば、これは図書館情報学の資格や学位に加え、別途自らの関心に基づく学位を有し、教育・研究支援をはじめ大学図書館全体のマネジメントができる職員を指している。このような人材の必要性について、我が国の高等教育の世界で認識されたことはかつてなかったと言ってよい。

このように高等教育にかかる政策文書において大学図書館が取り上げられるようになった契機は、2008年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」¹⁴⁾において示されるような高等教育の改革をめぐる議論、とりわけアクティブラーニングの促進が、大学図書館における授業外学習環境提供の可能性とマッチしたことから、大学図書館においてラーニングコモンズが一気に広まっていったことにある。とりわけ大学図書館においてラーニングコモンズについての議論が活発になり、新しいコンセプトに基づく大学図書館が次々と生まれ、大学図書館の可能性を目に見える形で示すことができたことが大きく影響していると思われる。2020年度の学術情報基盤実態調査¹⁵⁾によれば、アクティブラーニングのための空間整備を行った大学図書館の割合は69.5%となっている。もちろんそれまでの大学図書館も資料提供やレファレンスサービスによって教育あるいは学習活動を支えてきた。しかしながら、これらが改めて教育的機能として広く認識されることはほとんどなかったのである（1980年代に始まっていた情報リテラシー教育は教育に関わることでありながら、基本的に大学図書館の世界に閉じた孤立した存在であった）。

ラーニングコモンズにかかる最大の課題は、その本質が場ではなくてそこで展開される活動であるにもかかわらず、場での活動の展開はそれほどではないということである。ハードウェアとしての空間整備という形が進んだがゆえにラーニングコモンズが一過性の流行で終わることはないと言説的に言うことができるかもしれないが、COVID-19パンデミックによって「誰も来ない図書館」を経験した我々にとって、ラーニングコモンズが物理的な場でしかないとしたら、そこにはどのような将来が待っているのだろうか。学生がキャンパスに戻ってきて、ラーニングコモンズにも学生が戻ってきた、では済まないのである。この点については、「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について」においても言及されており、場に依存しない機能の実現が求められている。

3.2 オープンサイエンスの時代の到来

研究に関しても政策議論の中で大学図書館への言及が見られる。「オープンサイエンス」を巡る議論においては、例えば内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」の報告書¹⁶⁾（2015年3月）に示されたように、研究データの保存のために大学図書館の協力が必要との議論がある。科学技術・学術審議会の学術情報委員会の「学術情報のオープン化の推進について」¹⁷⁾（審議まとめ、2016年2月）においても、内閣府の報告書を受けて大学図書館は具体的に何ができるかを議論している。また、「統合イノベーション戦略」¹⁸⁾（2018年6月閣議決定）においても、オープンサイエンスのためのデータ基盤の整備が取り上げられ、機関リポジトリを活用した研究データの管理、公開、検索を促進するシステム開発し、2020年度に運用を開始することが掲げられている。「統合イノベーション戦略」はその後も同じ方向性を示している。また日本学術会議は、2020年5月に「オープンサイエンスの深化と推進に向けて」¹⁹⁾を公表した。

2021年3月に閣議決定された第6期の「科学技術・イノベーション基本計画」²⁰⁾は、「機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、データポリシーの策定率が100%になる。公募型の研究資金の新規公募分において、2023年度までに、データマネジメントプラン(DMP)及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が100%になる」ということを達成目標としている。これを受けて統合イノベーション戦略推進会議は「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」²¹⁾を2021年4月に公表し、具体的なメタデータの例を示している。

なお、2022年2月の欧州大学協会のオープンサイエンスについてのアジェンダ²²⁾では、オープンアクセスとデータ管理（と研究評価）が挙げられている。また2021年11月のユネスコのオープンサイエンスについての勧告²³⁾ではオープンサイエンスの定義の中に「多言語の学術的な知識をオープンにし、誰もがアクセスでき再利用できるようにする」ということが含まれており、オープンアクセスがここに含まれていることは明白である。オープンサイエンスはグローバルにはオープンアクセスとデータ管理を含む概念として扱われているということに留意する必要がある。

オープンサイエンスにかかる最近のトピックとしては、2023年5月に開催されたG7サミットを挙げることができる。科学技術大臣会合のコミュニケのみならず首脳会議のコミュニケにおいても、オープンサイエンスが取り上げられている。また、内閣府(CSTI)有識者議員懇談会においてオープンアクセスが議題として取り上げられており、その資料によれば、2025年度の新規公募分から、公的資金による研究成果としての学術論文の著者最終稿（バックデータを含む）の即時公表を義務化する案が検討されている²⁴⁾。今後の政策展開を注視する必要がある。

4. 新しい機能に対応しうる大学図書館員であるために

日本の大学図書館が目下直面している新しい機能、すなわち学習支援及び教育活動への直接的な関与とオープンサイエンスへの関与については、これまでのような機能の変化と新たな知

識・スキルの累積という図式では説明がつかないように思われる。なぜなら、これらの活動への関与においては、これまでの大学図書館員にとって常に思考の中核にあった、図書や論文などの伝統的なメディアやコンテンツについての知識やスキルをアップデートすることで新しい機能に対応するという構図が成り立たないからである。現在の大学図書館における新しい機能において扱われようとしているメディアあるいはコンテンツは、データや教材という、おそらく多くの大学図書館員にとってどう扱っていいかわからない、しかも旧来の大学図書館では中心的なものとは思われてこなかった類のものである。状況は大きく変わってしまったのである。そのことは同時に、これまでのメディア／コンテンツを中心においた基盤整備の思考から、人を中心においた教育・学習や研究を支援するという活動展開の思考への転換が不可欠であることを示している。つまり、従来の学術情報流通理解の枠の中で図書館の機能を規定し、「学生が学習に使うコンテンツ」「研究者が研究に使うコンテンツ」を整備、提供するという考え方をするのではなく、「学習にコンテンツを使う学生」「研究にコンテンツを使う研究者」という視点で、学生や研究者の活動を観察し、その中でどのようなコンテンツがどのように利用、あるいは生産されていて、コンテンツあるいはそれにかかるサービスをどのように展開すれば、彼らの活動に、ひいては新たな学術情報流通に貢献できるかという視点への転換である。そこから大学図書館が果たすべき機能と図書館員の役割について考えてみれば良いのではないだろうか。

4.1 「ラーニング・コモンズ」を超えて大学図書館員が教育・学習の文脈ですべきことは何か

上に述べたように、2008年の中央教育審議会答申に呼応する形で「大学図書館の整備について：変革する大学にあって求められる大学図書館像」（以下「2010年審議のまとめ」²⁵⁾によって大学図書館の「学習支援及び教育活動への直接の関与」が打ち出された。しかしながら大学図書館員が教員ではない形で教育に直接関与するということはどういうことかということについては、いまだに大学図書館員の間で広く共通に理解されているわけではないように思われる。教育・学習への直接的な関与をしていこうとすると、それまでの、レファレンスにおける *bibliographic instruction* の延長として位置付けられてきた情報リテラシー教育の範疇には収まらない活動領域が生じ、新たなスキルが必要となるのは自明である。「2010年審議のまとめ」が打ち出した具体例としては、レファレンスサービスや学習支援、情報リテラシー教育、メディアリテラシー教育、教材作成への関与が挙げられていた。しかし、これらの活動がその後実施されたかを見ると厳しい評価をせざるを得ない。2012年度から2020年度の学術情報基盤実態調査²⁶⁾を情報源としてアクティブラーニングスペースで行われる学習支援活動の実施率の変化を確認すると、「図書館利用・文献検索サポート」については48.6%から77.9%（2017年度）まで増加したものの2020年度には68.4%に減少していることがわかる。それ以外の活動（「分野別学生相談」「ITサポート」「ライティングサポート」）については、実施割合はそれぞれ異なるもののほぼ横ばいとなっており、場所の増加以上に活動が活発になっている様子を見てとることができない。教育・学習支援に関しては、例えば、アカデミック・アドバイジングや学習相談といった領域ごとに独自のスキルや知識が必要ではあるが、一方で、教育・学習支

援の文脈であらゆる業務に共通の領域もある。より広い視野に立って教育・学習支援の全体像を理解した上で大学図書館が果たすべき役割を明確にするとともに、他の支援者との連携のネットワークを組むことが強く求められる。

なお、コンテンツとしての教材に関しては、2018年5月の著作権法改正によって教育の情報化に対応した権利制限規定等が整備されたことを受けて授業目的公衆送信補償金制度が創設されたことを無視できない。この制度は2020年4月28日にCOVID-19パンデミック下におけるオンライン授業に対応するために緊急的かつ特例的にスタートし、2021年度から本格実施（有償）に移行した。大学図書館関係者の多くは、このことは学務の問題であり図書館には関係ないと思っているようであるが、これはまさしくコンテンツをどう使うかという問題であり、その使い方に対して関心を払わないということは図書館にとってありえないことなのではないか。少なくとも、コンテンツに関わる法制度の一つである著作権法に直接関わりを持ってきた大学内の部門は図書館以外にこれまでなかったことを認識すべきである。また、「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について」においても、教材としての著作物の利用について、著作権にかかるコンサルテーションを大学図書館員が行う可能性について言及している。更なる可能性としては、2022年10月施行の大学設置基準において新たに規定された「指導補助者」として大学図書館員が機能できるかどうかということがある。

4.2 研究に関わる大学図書館員の役割は何か

オープンアクセス、研究データ管理において、図書館員が研究成果とどのように（どこまで）かかわるべきなのかという問題は、教育・学習支援よりも線引きが難しいかもしれない。また、研究に関して、大学図書館員がなすべきことは何か、あるいはできることはあるのかという疑問も絶えない。このような課題に対して、いくつかの大学図書館で具体的な試みがなされている。例えば、英国のキングスカレッジの図書館では、研究支援（research support）と称し、学生向け研究支援のためのプログラムが展開されている。この図書館のウェブサイトによれば、図書館は、研究活動の各ステップに深く関わる形が示されている。同様の方向性は、カリフォルニアデジタルライブラリーなどでも見られる。日本の大学図書館も研究におけるリテラシー教育の一環として、そこで取り上げられている活動の一部に関わることはしてきたが、必ずしも研究のライフサイクル全体に関わるという意識はなかったのではないかと。今後、ライフサイクル全体に関わるという意識が重要になっていくものの、研究データ管理に関してはオープン／クローズの原則が明確になっている中で、クローズの部分に現在の日本の大学図書館が直ちに踏み込むのは厳しい。当面はオープンアクセスとセットになった機関リポジトリ等による研究データの公開に焦点を当てた役割を果たすという方向を考えるべきである。その際に研究者に新たな負担を求めるといった形ではなく、クローズの部分の研究データ管理との体系的な一貫性を保つことで、無理のない研究データ公開を支援する体制を作り上げることが求められるよう。

5. まとめに代えて

大学図書館のデジタルトランスフォーメーションに関しては、既に科学技術・学術審議会学術分科会・情報委員会が「コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について」²⁶⁾ という提言をまとめている。2021年5月に著作権法の改正案が成立し31条の図書館に関する権利制限に大きな変更が生じた（これは2023年6月1日に施行された）。また、2022年5月より国立国会図書館デジタル化送信サービスが拡大され、絶版等入手困難資料およそ150万点が登録利用者の手元で閲覧可能となった。このことも大学図書館の利用に大きな影響を与えるであろう。

これまで大学図書館がやってきたことを単にデジタル化するのではなく、大学図書館機能をデジタル化することでより効率的に、効果的に実現することになるというのは間違いのないことである。また、教育学習、研究のデジタルトランスフォーメーションによって生じるコンテンツに係る変化は、それがこれまでの大学図書館機能とは異なるものであったとしても、大学図書館が注意深く対処すべきものである。その際特に留意しなければならないのは、教育学習支援、あるいは研究支援は図書館あるいは図書館員が単独で行うものではなく、学内外の様々な専門家あるいは支援者と文脈を共有しながら、それぞれがなすべきことに対して、相互に敬意を持って取り組むことである。また、大学図書館および大学図書館職員がその求められる機能を果たす上で、これまでの制度の中だけで何かをしようとしても限界が越えられない場合には、制度を変えることに積極的に取り組むべきである。「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について」では、「専門職としての能力開発の促進や、新たなキャリアパスの形成など、構造的な課題を解消する組織体制や制度を構築する」と述べ、単に知識やスキルについてだけではなく、それを身につけた大学図書館員を機能させるための仕組みを構築することの重要性を改めて指摘しているが、大学図書館コミュニティが、外から言われるのを待つだけではなく、その潜在力を発揮するためには何が必要なのか、自ら考え、表明していくことがより重要である。

引用文献

- 1) 科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について」（審議のまとめ）2023年1月25日 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu29/004/mext_00001.html)
- 2) 日本私立大学連盟「ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現」(<https://www.shidaiaren.or.jp/files/user/20200803postcorona.pdf>)
- 3) 岸田和明「日本私立大学連盟からの提言について」(<https://jslis.jp/2021/09/22/001/>)
- 4) 大学設置基準改正タスクフォースによる文部科学省への資料提出について (<https://julib.jp/blog/archives/3178>)
- 5) 国立大学図書館協会「大学設置基準改正に対する国立大学図書館協会の考え」(<https://www.janul.jp/ja/news/20220525>)
- 6) 提言「ポストコロナ時代の大学のあり方」における図書館等の記述について (https://www.shidaiaren.or.jp/topics_details/id=3412)
- 7) 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会「大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について（審議のまとめ）」（2009年7月）

- (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1282987.htm)
- 8) 河西由美子「自律と協同の学びを支える図書館」山内祐平編著「学びの空間が大学を変える」東京、ポイックス、2010.
 - 9) 吉見俊哉「大学とは何か」東京、岩波書店、2011、264p.
 - 10) 石松久幸「今、アメリカの大学でライブラリアンと呼ばれる職業が絶滅しつつある」出版ニュース、2187, pp.6-10 (2009)
 - 11) 平成25年度国公立大学図書館協力委員会大学図書館シンポジウム（平成25年10月31日、パシフィコ横浜）での発言。
 - 12) 竹内比呂也、國本千裕「大学図書館機能の変化に対応する新しい大学図書館員の育成に関する考察」大学図書館研究, No. 114, (2020) (DOI <https://doi.org/10.20722/jcul.2062>) なお、本稿の第3章以降の記述の多くは、この論文を再構成し、加筆したものである。
 - 13) 「教育振興基本計画」(2013年6月14日閣議決定)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afeldfile/2013/06/14/1336379_02_1.pdf)
 - 14) 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」(答申) 2008年12月24日。
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf
 - 15) 文部科学省「令和2年度「学術情報基盤実態調査」について(概要)」
(https://www.mext.go.jp/content/20210317-mxt_jyohoka01-000010396.pdf)
 - 16) 国際的動向踏まえたオープンサイエンスに関する検討会
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/openscience/index.html>)
 - 17) 科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会「学術情報のオープン化の推進について」(審議まとめ) 2016.2.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/036/houkoku/1368803.htm)
 - 18) 「統合イノベーション戦略」(2018年6月閣議決定)
(https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/tougo_honbun.pdf)
 - 19) 日本学術会議オープンサイエンスの深化と推進に関する検討委員会「オープンサイエンスの深化と推進に向けて」(提言)(2020年5月28日)(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t291-1.pdf>)
 - 20) 第6期科学技術イノベーション基本計画(2021年3月26日閣議決定)
(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>)
 - 21) 統合イノベーション戦略推進会議「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(2021年4月27日)(<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>)
 - 22) European University Association. “Open Science Agenda 2025”
<https://eua.eu/downloads/publications/eua%20os%20agenda.pdf>
 - 23) UNESCO. Recommendation on Open Science, 2021.
(<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000381148>)
 - 24) 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局. 論文のオープンアクセスについて(国立大学協会からのヒアリング)(2023年3月2日)
(<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20230302/siryo1-1.pdf>)
 - 25) 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会. 大学図書館の整備について(審議のまとめ): 変革する大学にあって求められる大学図書館像. 2010年12月. (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1301602.htm)
 - 26) 2012(平成24)年度から2020(令和2)年度の学術情報基盤実態調査のデータは、国立大学図書館協会のウェブサイトにもとめられているものを利用した。
(<https://www.janul.jp/ja/documents/documents>)
 - 27) 科学技術・学術審議会学術分科会・情報委員会「コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について(提言)」(2020年9月30日)
(https://www.mext.go.jp/content/20201105-mxt_jyohoka01-000010442_01.pdf)